

東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業補助金交付要綱（令和5年告示第341号。）の施行のため、市有施設への太陽光発電設備等の導入に係る事業を実施する事業者に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、環境省の重点対策加速化事業を活用した市有施設への太陽光発電設備等の設置事業を実施する者であって次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア PPAモデル（第三者モデル）により市有施設にサービスを提供する者

イ リース等により市有施設に太陽光発電設備等を設置する者

(2) 次のいずれかの手段により市に選定された者

ア 市の実施するコンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技

イ 市と東広島スマートエネルギー株式会社で締結した合意書に基づくESCO事業実施のための協議

(3) 市税を滞納していない者

(補助金の交付)

第3条 交付の要件、対象となる経費（別表において「対象経費」という。）及び補助金の額は、同表のとおりとする。

(その他の事項)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は生活環境部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月10日から施行する。

別表(第3条関係)

設備	交付の要件	対象経費	補助金の額
太陽光発電設備	次に掲げる要件を満たす太陽光発電設備であること。 (1) 法令、法令に基づく命令、条例等（以下「法令等」という。）に適合したものであること。 (2) 販売され、又は	太陽光発電設備の設置に係る本工事費、附帯工事費その他の太陽光発電設備の設置に要する工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費	補助対象経費に2分の1を乗じた額

	<p>提供されている商品であって、使用の実績があること。</p> <p>(3) 個人において使用され、若しくは法人において事業の用に供された設備又は転売された設備ではないこと。</p> <p>(4) 既存の設備を更新し、又は既存の設備に増設されるものでないこと。</p> <p>(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行うものではないこと。</p> <p>(6) 発電した電力量及び発電した電力の使用量を明らかにする機器が設置されていること。ただし、電力の使用量に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、使用量を明らかにする機器を設置することを要しない。</p> <p>(7) 一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。）を設置しようとするものでないこと。</p>		
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

	<p>(8) 当該設備により発電した電気のうち100分の50以上の電気を自ら消費するものであること。</p>		
リチウムイオン蓄電池システム	<p>次に掲げる要件を満たす蓄電池であること。</p> <p>(1) 太陽光発電設備の項要件の欄第1号から第3号までに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>(2) 太陽光発電設備によって発電した電気を充電することができ、かつ、平時において電気の充電と放電とを繰り返し行うものであること。</p> <p>(3) 停電した場合にのみ電気を供給するものでないこと。</p> <p>(4) 東広島市火災予防条例（平成16年東広島市条例第35号）で定める安全基準に適合していること。</p>	<p>リチウムイオン蓄電池システムの設置に係る本工事費、附帯工事費その他のリチウムイオン蓄電池システムの設置に要する工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費</p>	<p>補助対象経費に3分の2を乗じた額</p>
高効率空調設備	<p>次に掲げる要件を満たす高効率空調設備であること。</p> <p>(1) 太陽光発電設備の項要件の欄第1号から第3号までに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>(2) エネルギーの使用の効率性その他の性</p>	<p>高効率空調設備の設置に係る本工事費、附帯工事費その他の高効率空調設備の設置に要する工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費</p>	<p>補助対象経費に2分の1を乗じた額</p>

	<p>能の向上により、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について、従前の二酸化炭素の排出量から100分の30以上の二酸化炭素の排出量が抑制されることとなるエアコンディショナーその他の空調用電気器具であること。</p>		
<p>高効率照明機器</p>	<p>次に掲げる要件を満たす高効率照明設備であること。</p> <p>(1) 太陽光発電設備の項要件の欄第1号から第3号までに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>(2) 調光に係る制御機能を有する発光ダイオード(LED)機器であること。ただし、地域防災計画により災害時に避難施設として位置づけられた施設の照明、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備と一体となった照明機器にあつては、調光に係る制御機能を有することを要しない。</p>	<p>高効率照明機器の設置に係る本工事費、附帯工事費その他の高効率照明機器の設置に要する工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費</p>	<p>補助対象経費に2分の1を乗じた額</p>